

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中12名です。
定足数に達しておりますので第5回新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議ないものと認め指名いたします。
8番農業委員
9番農業委員にお願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。
始めに第13号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第18議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転2件です。

お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は仕事で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者・父・母・妻がおり、農作業歴は40年・70年・50年・2年で、年間従事予定日数は150日・280日・280日・100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で15分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は11,095㎡です。権利取得後は、水稻・野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者のみで、農作業歴は30年、年間従事予定日数は100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は6,268.91㎡です。権利取得後は、水稻・密の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

以上、申請番号1番と2番について、許可することを原案といたします。
第18号議案の説明を終わります。

事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等はございませんか。

補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
第18号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成多数)

賛成多数と認め、当該議案については原案のとおり決定いたします。

次に、第 19 号議案の農地法 5 条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

第 19 号議案について説明させていただきます。議案書 4 ページをご覧ください。
所有権移転 2 件、使用賃借権設定 1 件です。
議案書 5 ページをご覧ください。

申請番号 1 番。申請者、申請地記載のとおり。

こちらは転用面積が 3000 m²を超える案件ですので、愛知県農業会議の諮問案件となります。受人は、■■■に本店をおき、主に土木工事業を営んでおります。本市にて大規模な土工事が予定されており、社内の資材置場では手狭であるため、新たに資材置場を確保するものです。

農地区分は、「区分表の上記いずれにも該当しない農地」に該当すると判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、第 2 種農地の許可基準を満たします。

転用許可の一般基準についてですが、利用率は 100%であり、全額自己資金でまかなう計画で、関係法令等も調整中で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法については、雨水は周囲に側溝、雨水枡、浸透井を設けて場内浸透させ、周辺地に雨水が流入しないように対処する計画で、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。

申請番号 2 番。申請者、申請地記載のとおり。

借人は、■■■■にて妻と妻実家の離れにて暮らしております。将来を見据え、持ち家の検討をしていたが、市街化区域内に適地はなく、また自己所有地もないため苦慮していたところ、祖母より土地を借り受ける話がまとまり、申請地に分家住宅を建築するものです。

農地区分は、第 3 種農地③「住宅店舗事務所そのほかの事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域」に該当すると判断しました。

本件は、第 3 種農地であるので、許可ができるものとなります。

転用許可の一般基準についてですが、利用率は 100%であり、全額借入資金でまかなう計画で、関係法令等も調整中で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。給排水方法については、上水道を利用する計画で、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。

申請番号 3 番。申請者、申請地記載のとおり。

受人は、■■■に本社をおく、太陽光発電設備のメンテナンスを主とする法人です発電設備の設置に際し、適地を探していたところ、管理困難となった地権者より売買の合意に至り、申請地に太陽光発電設備を設置するものです。

農地区分について、表の第 2 種農地③に該当すると判断しました。農地以外の土地や第 3 種農地を確保できなかったことから、第 2 種農地の基準を満たします。

転用許可の一般基準についてですが、利用率は 100%であり、全額自己資金でまかなう計画で、太陽光設備設置条令含む関係法令等も調整中です。国の固定価格買取制度を利用しない案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された法人と売電契約を行う予定です。計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法については、雨水は敷地内浸透ですが、事業地を小堤で囲い周辺農地等に雨水が流入しないように対処する計画で周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。

以上、第 19 号議案 3 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。
議案の説明は以上です。

事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等はありませんか。

9 番委員	1 番の大規模な造成を伴う案件ですが、地元の説明も済み、また豊川用水の管の関係も調整がされていることを共有します。
議 長	その他補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	その他にご質問はありませんか。 ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議 長	第 19 号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	次に、第 20 号議案の事業計画変更承認願に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
	第 20 号議案について説明させていただきます。議案書 6 ページをご覧ください。 変更 1 件です。 議案書 6 ページをご覧ください。
	申請番号 1 番。申請者、申請地記載のとおり。 変更申請理由は、事業面積を増やし、当初予定していた発電量を確保するためです。 受人は、■■■に本社をおく、太陽光発電設備のメンテナンスを主とする法人です発電設備の設置に際し、適地を探していたところ、管理困難となった地権者より売買の合意に至り、申請地に太陽光発電設備を設置するものです。 農地区分について、表の第 2 種農地③に該当すると判断しました。農地以外の土地や第 3 種農地を確保できなかったことから、第 2 種農地の基準を満たします。 転用許可の一般基準についてですが、利用率は 100%であり、全額自己資金でまかなう計画で、太陽光設備設置条令含む関係法令等も調整中です。国の固定価格買取制度を利用しない案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された法人と売電契約を行う予定です。計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法については、雨水は敷地内浸透ですが、事業地を小堤で囲い周辺農地等に雨水が流入しないように対処する計画で周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。
	以上、第 20 号議案 1 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 議案の説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等はございませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	その他にご質問はありませんか。 ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議 長	第 20 号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、当該議案については原案のとおり決定いたします。
議 長	次に、第 21 号議案の、改正前の議案農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用集積計画案について上程します。 事務局より説明をお願いします

事務局	<p>それでは第21号議案について説明させていただきます。議案書8ページをご覧ください。改正前農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。使用貸借権設定16件、賃借権設定34件です。議案書8ページをご覧ください。(議案書のとおり説明)</p> <p>以上につきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第21号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。以上で説明を終わります</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の29、50番については12番委員、39番については5番委員が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	議事参与の受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	賛成多数と認め、該当案件については原案のとおり決定いたします。
議 長	それでは、29、50番になります。12番委員には一時退出をお願いします。(委員退出)
議 長	それでは、12番委員に関連する番号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	該当案件について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	賛成多数と認め、該当案件については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は、委員を入室させてください。(委員入室)
議 長	続いて、39番です。5番委員には一時退出をお願いします。(委員退出)
議 長	5番委員に関連する番号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	該当案件について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	賛成多数と認め、該当案件については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は、委員を入室させてください。(委員入室)
議 長	次に、第23号審議保留相当案件の意見の決定について上程します。

<p>事務局</p>	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、第 23 号議案について説明いたします。 議案書 20 ページをご覧ください。使用貸借権設定 2 件、地上権設定 2 件です。21 ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、営農型太陽光発電施設の申請は、「営農型太陽光発電施設の支柱部分の一時転用について」を 5 条許可申請で、「農地の上空に設置する、太陽光設備のパネルの部分の地上権（上部空間に設備を設置するための権利）の設定について」を 3 条許可申請で、同時申請をし、愛知県知事による 5 条の許可と同日に 3 条許可を下ろす運用となっています。どちらかのみ許可が下りるといことはありえないため、今回は同一の申請番号として議案にあげています。</p> <p>こちらは関連している案件であるため、一括でご説明します。 番号 1 番と 2 番。申請者・申請地、記載のとおり。 本議案は営農型発電設備設置についての一時転用許可の期限を迎え、再許可を得るべく申請された案件に対し、事前調査等の結果、担当地区委員より改善措置行為が完了するまでは保留とするのが望ましい」という意見が上がりました。</p> <p>現在、申請地である■■■■地内の農地における下部に土壌入れ替える改善作業を行っていることが確認できました。3 月上旬ごろに本榦の苗木の植え替えを完了させる予定です。今般は指導を受け止めて、改善の意思の確認や行動をされているので、決定的な否決理由にはなりません。</p> <p>今般の■■■■地内における申請について、当初計画から逸脱はしておらず、なおかつ指導に対し、前向きな改善姿勢が見られたために、今月案件には上程せず、改善措置が農業委員会にて確認できるまでは保留とするという意見で担当地区委員は一致しました。</p> <p>以上のことから、番号 1 番と 2 番ついて、榦の植え替えが農業委員会にて確認できるまでは、申請案件の審議を保留とすることを原案といたします。 第 23 号議案の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
<p>9 番委員</p>	<p>補足で情報を共有します。今回の申請地である■■■■の農地で土壌改良を行っているのが確認できました。前回の事前審査会にてお伝えしたことを実践していました。しかし、改良途中であり、榦の植栽は未済でした。農業委員会で改良後の土壌に榦が植えてあることを確認できるまでは保留するのが望ましいということで、今回のこのような意見とさせていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、発言はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>第 23 号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、議案書をご覧ください。 報告第1から第7、報告案件計32件について説明いたします。 (議案書のとおり説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。</p>
議長	<p>以上をもちまして第5回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。</p>